

# 「冷戦後」の内戦と「三つの民族自決論」

——レーニン、ウィルソン、バウアーを手がかりに

鈴木 是生

はじめに

## 第一章 「冷戦後」の内戦と「三つの民族自決論」

第一節 「冷戦後」の内戦と「新しい世界秩序論」

第二節 「冷戦後」の内戦と「民族・植民地問題」

第三節 「冷戦後」の内戦と「三つの民族自決論」

## 第二章 「三つの民族自決論」の理論的再検討

第一節 「国家的分離権」とインターナショナルナリズム

第二節 「人民の自決論」とリベラル・デモクラシー

第三節 「文化的自治論」とエスニック・デモクラシー

## 第三章 「三つの民族自決論」の意義と限界

第一節 「冷戦後」の民族自決論——分離から自治へ

第二節 「三つの民族自決論」とヴェルサイユ会議

### 第三節 「三つの民族自決論」と大戦後の国際秩序

#### 結 章 「冷戦後」の内戦と「新しい世界秩序」

おわりに

## はじめに

民族自決をめぐる二〇世紀国際政治の序幕を告げたのは、四つの帝国を解体に導いた第一次大戦と、ロシア革命による社会主義体制の確立であった。革命の指導者V・レーニンが掲げてきた民族自決権は社会主義運動と並んでロシアを中心とする民族解放運動を鼓舞するものであった。また「勝利なき平和」を唱えて参戦した米国のW・ウィルソンも人民の自決権を戦争目的の一つに掲げ、その理念を植民地帝国解体へ向けて語りつづけた。さらに、オーストリア社会民主党の指導者O・バウアーも、ハプスブルク帝国を揺るがしていた民族問題に関して独自の理論をマルクス主義の理念に沿って提起しつづけていた。

第一次大戦後、レーニンは民族自決権にもとづく連邦制として社会主義国家の建設に臨み、ウィルソンはヴェルサイユ会議で民族自決にもとづく国境の再編を主張しつつ（欧州に限ってはあなが）新しい「国民国家」の創設に寄与した。ハプスブルクの「残滓国家（the rump state）」オーストリアの外相バウアーも、「アンシユルス」（独との合邦）の試みを通じて、また理論的観点からも、民族自決問題にアプローチしつづけた。三者のそれぞれが「帝国主義時代」ゆえの民族問題に具体的に関わり、それらの帰趨に尽力するための理論的土台を提示してきたので

あった。

この「帝国主義時代」の山場となった第一次大戦期は、理論的に相容れないともいえるナショナリズムとインターナショナルイズムの思潮と運動が闘ぎ合い、両者がパワー・ポリティクス（権力政治的国家間関係）のなかで展開してゆく端緒ともなった。確かに、米国の参戦とロシアの対独単独講和は「旧外交」（軍事同盟、秘密外交、植民地支配）に幕を引き、「新外交」（秘密外交の廃止、無併合・無償金、民族自決）への分岐となるかにもえた。また、例えばコミンテルン第二回大会で定式化された「帝国主義と民族・植民地問題についてのテーゼ」（一九二〇年）は、以後、第二次大戦を経て「国民国家」の世界化へと至る国際政治の最重要テーゼの一つとして大きな意味を提示してきた。さらに、第二次大戦の戦後秩序を最初に具体化した「大西洋憲章」（一九四一年）でさえ、連合国はウイルソンの「新外交」に通じる理念を盛り込まざるをえず、植民地帝国の幕引きを自ずと引き寄せることになった。

こうして国際政治において確立した民族自決原則は二つの世界大戦をつうじて民族解放運動を喚起しつづけてきた。一八世紀の人民主権論に遡るとされる民族自決の思想が、異民族による帝国支配から脱して「国民国家」を形成する運動を支え、またデモクラシーの運動とも連なりつつ「国民統合」を図る理念的役割を果たしてきたのが、二〇世紀国際政治の一つの大きな特徴であった。

しかし、二〇世紀がすでに終幕し、「帝国主義と民族・植民地問題」が消失したいま、そして民族問題が湧出したがゆえに「最後の帝国」（R-Conquest）とも評されたソ連の解体以後、民族自決をめぐる議論はこうした古典的な枠組では汲み取りえない課題としてある。しかしなお、諸民族共存の枠組はもとより、そのための道理さえ模索の過程にある。

米ソ冷戦の終結後、両大国間での戦争が回避された一方で、現在に至るまで多くの民族・地域紛争が戦われ、難民や国内避難民が生みだされてきた。そのうちの多くは、東西陣営のはざままで代理を担ってきた旧植民地国家や、一党支配下にあった旧社会主義国家で頻出してきた。今日これらの諸国に問われている一つが、冷戦期のデモクラシーなき「国民統合」のあり方である。他方で、冷戦に勝利した西側諸国では、これらの諸紛争の「当事者」としてではなく冷戦後の「新しい世界秩序」の「管理者」としていかに関与ないし介入するかが焦点となってきた。そして今日の世界は、米国の圧倒的軍事力に強いられながら、イデオロギー対立のない世界として描かれる「新しい世界秩序」へ突き進んでいるかにみえる。

この「新しい世界秩序論」において目論まれる「国民統合」とは、冷戦の勝者が承認しうる政治経済体制の確立と安定であり、勝者はそこにすり寄る敗者を支援するであろう。その意味で「新しい世界秩序論」を戦後秩序論として捉えることもできる。とくに冷戦後に内戦が噴出してきたことを考えるとき、そこでの「戦後秩序」とは何なのか、また民族自決とは何なのか——民族自決原則の名のもと、多数の「民族 (ethnic group/nation)」や「マイノリティ」を生みだしてきた歴史を捉え返すこと、とりわけそれは二〇世紀の世界戦争と「その後」を捉えることなのかに求められるのではないだろうか。

本稿の目的は、民族自決論について、第一次大戦期の「民族／国民 (nation)」の境界画定過程からその意味を説き起こし、古典的自決論の意義を歴史的に遡りつつ、あらためて今日の課題を探ることにある。ここでの試みは、歴史的事相の解明ではなく、国際政治において具体的意味を帯びるに至り、理論的に後代にまで及んで「切り結ぶ」ことになった「三つの民族自決論」(レーニン、ウィルソン、バウアー)を再考することから、冷戦後の内戦を

考えてゆくための理論的序論とすることにある。

まず、民族自決を理論的に再検討する意味を今日の状況から確認したい。冷戦後の内戦を捉えようとするとき、冷戦期あるいはそれ以前にまで遡って、国際政治における民族自決の展開が胚胎してきた問題が何であったのかを見直すことが求められている(第一章)。つきに、「三つの自決論」を比較検討してその理論的位置づけを明確にする。それらは、分離権論(レーニン)、人民主権論(ウィルソン)、属人主義論(バウアー)として対比することができ、今日の自決論の「原型」をそこにみることができるであろう(第二章)。さらに、「三つの自決論」の意義と限界をパワー・ポリティクスの観点から考察するとともに、今日の自決論が自治論として再評価されてきたことの意味を問い直しながら今日の紛争理解への一つの手がかりとしたい(第三章)。

最後に、「新しい世界秩序」の構築と内戦との関係を民族自決論の観点から評価して結びに代えたい。二つの世界大戦が終結したのちの「新しい世界秩序」において、「民族／国民」の境界を生みだしてきたものは何だったのか。そして、冷戦後の「新しい世界秩序」のなかで民族自決原則のもつ役割は何でありうるのだろうか、もはや何らの意義をも見出すことができないのだろうか。とくに「人道的介入」の展開について論じつつ、冷戦後において同時に表出した民族・地域紛争を継時的なパワー・ポリティクスの矛盾の深化として捉え返すための一つの出発点としたい(結章)。

## 第二章 「冷戦後」の内戦と「三つの民族自決論」

### 第一節 「冷戦後」の内戦と「新しい世界秩序論」

一九八九年末の米ソ首脳会談における冷戦終結宣言、翌九〇年の東西ドイツの統一、さらにその翌年のソ連解体へとつづく流れは「冷戦後」のはじまりを告げるものであった。欧米先進諸国では冷戦勝利の「ユーフォリア」のなか「平和の配当」が謳われ、西側の盟主であった米国ではリベラル・デモクラシーの理念と価値が喧伝されてきた。しかし、その理念や価値に対してさえ、多文化的な世界を展望する議論では「部分的な成功 (a) possible half-winner」として疑義が提出されてもきた。<sup>(1)</sup>

また、この冷戦後を「世界戦争」の戦後秩序形成過程とみると、その過程はまだまだ終結しているとはいえない。むしろ終結していないがゆえに、「新しい世界秩序論」の隆盛ともいえるべき状況が米国を中心に呈されてきたのである。つまり、ソ連解体を加速化させてきた民族自決運動をはじめ、東西陣営の「周辺」に位置してきた地域を中心に、「新しい世界無秩序」とも呼べる紛争が噴出してきたからであった。<sup>(2)</sup> ここで「冷戦後」とは、民族・地域紛争の絶えない状況に対して、冷戦の勝者たちがこの「新しい世界秩序」をいかに構築するかをめぐって闘ぎ合う状況として捉えられる。<sup>(3)</sup>

これらの紛争は主に内戦と分離主義運動という形で表出してきており（エリトリア、チエチエン、アチエなど）、紛争地域ではその活動集団も増加してきた。<sup>(4)</sup> 重要なのは、こうした内戦に対して欧米を中心とする国際社会が、とくに軍事的観点からいかに管理・制御するかが課題とされてきたことにある。<sup>(5)</sup> 米国の関与が強調される限りで、

「新しい世界秩序論」の根底に、冷戦の勝者たちによる戦後処理論という性格が潜んでいるとみることのできるのではないだろうか。

ただ、これらの内戦の多くが、必ずしも冷戦後に、あるいは冷戦終結によって惹き起こされてきたともいえず、また逆に、幾世紀にもわたる対立の延長線上にあるわけでもない。<sup>(6)</sup> 今日の内戦には、アフガニスタン、アンゴラ、スーダン、スリランカなど、冷戦期あるいは植民地独立期から引きつづいてきたものも少なくない。さらに、民族の生存や優位を唱えるイデオロギーと運動が戦闘の大義とされる点で、その起源をさらに遡ることもできる。例えば、英国の中東史家E・ケドゥーリは、民族紛争を歴史的に捉え直し、第一次大戦期に確立をみた民族自決原則を批判的に考察してきた。<sup>(7)</sup> あるいはエスニシテイ論の嚆矢の一人ともいえる米国の上院議員D・P・モイニハンも、とくにソ連と旧ユーゴスラヴィア地域での諸紛争を念頭に、二〇世紀の来し方を振り返りつつ同様の観点から批判的見解を披瀝し、民族自決原則とエスニシテイの力がもたらす紊乱を現代の「パンダモニアム(伏魔殿)」として提示している。<sup>(8)</sup>

例えば、パレスチナにおいて二〇〇〇年にはじまる「第二次(アル・アクサ)インティファダ」を一九九三年の「オスロ合意」(パレスチナ暫定自治協定共同宣言)の破綻としてのみ捉えることはできない。第三次中東戦争(六七年戦争)はもとより、少なくとも四八年の第一次中東戦争(パレスチナ戦争Ⅱ「大破局(ナクバ)」)、ひいては委任統治システムを生みだし正当化したヴェルサイユ体制にその根因を求める視点が不可欠である。<sup>(9)</sup> その意味で、未決の紛争とその潜在性こそは「冷戦後」という状況を捉えているのであり、民族・地域紛争へのアプローチには歴史的視角も据えられなければならない。そこで問われる「冷戦後」とは、米ソ冷戦終結後のみではなく、とくに「帝国主義時代」との連続性のなかに捉えられる冷戦後なのである。<sup>(10)</sup>

## 第二節 「冷戦後」の内戦と「民族・植民地問題」

このように、パレスチナをめぐる紛争に限らず、今日の内戦が既存の「国民国家」の枠組あるいはその理念自体にかかわる点を考慮するとき、植民地帝国から「国民国家」への歴史的發展を再度踏まえ、民族自決の意味をあらためて問い直すことが必要であろう。民族自決の論理による紛争と、そこで形成される民族間の境界画定をめぐる歴史的な視点を抜きに冷戦後の紛争も語れないのである。

果たして、「国民国家」は民族自決によって植民地帝国の軛あるいは桎梏から、いつ、いかに解放されてきたのか。解放されたとすれば、それは民族自決と呼べるものであったのだろうか。かつて、ソヴェト共産党に嚮導された「諸民族の解放」を謳いあげたコミンテルン決議（前述）<sup>(11)</sup>は、アジアからアフリカへと連なる帝国から「国民国家」への道程を跡づける大きな一歩となった。民族解放の白眉となった一九六〇年は「国民国家」の文字通りの世界化を画したが、しかし独立によって生じたアジア・アフリカ諸国での内戦は、「ナショナリティ（民族性／国民性）を欠いたナショナリズム」<sup>(12)</sup>を証すかのように、一つの「国民性」を創造する以前の脱植民地国家としてその多民族性を浮き上がらせてきた（インドやナイジェリアなど）<sup>(13)</sup>。

旧宗主国が意図的に多民族性を創出して保持し、内戦当事者の支援者となってきたことに、今日の民族の境界をめぐる紛争の起因を見出すこともできるであろう。しかも今日、少なくとも理念的に大国に抗ってきた「第三世界」では、もはやその力の余燼さえ消失せ、むしろ内戦とその可能性を孕んだままに「新しい世界秩序」の障害とされ、旧宗主国の「望まない介入」を招かざるをえないかにみえる。そこには、一方で「人道的介入」が叫ばれながらも、パレスチナのように植民地の遺制に対してその「責任」を放棄する大国の姿を見て取ることもできよう。



また、民族解放を唱えつづけてきた多民族国家のソ連やユーゴスラヴィアも民族自決の中で瓦解し、いまなお亀裂の可能性を孕んでいる。今日、一方でEU諸国でのように近代国家の主権を担うはずの「民族／国民」の相対性がいわれながら、他方ではその絶対性が内戦当事者や分離主義運動を支えつづけている。今日につづく多くの分離主義の帰趨(タミル人、クルド人、チベット人など)が、国際秩序における民族自決の論理といかに絡み合ってきたのか、自決としての分離と自治の境目はどこにあるのか——民族自決の論理と倫理の歴史的意味への問いかけがなお焦眉でありつづけている<sup>15)</sup>。

さらに、こうした内戦によって惹き起こされる「見て見ぬふりのできない」悲惨に対して、培ってきたはずの主権を踏み越えた軍事的な「人道的介入」は可能なのか、あるいはいかなる文脈で可能とされるのだろうか。傍観とナショナル・インタレストの「折り合い」はどこに見出されているのであろうか。

帝国支配を脱し、民族自決の内実が問われつつあるにもかかわらず、ゲリラ戦争や国境を越えた内戦が繰り返り広げられている「冷戦後」という時代を「三つの民族自決論」という文脈で捉え返すのは、それが第一に多民族国家がいかに解体しあるいは独立がいかに果たされてきたのかを、第二に「国民統合」の破綻がいかに繕われてきたのかを見直すことになるであらうからである。

### 第三節 「冷戦後」の内戦と「三つの民族自決論」

こうした視点から内戦をみると、ここにはパワー・ポリティクスによって歪められてきた民族自決のあり方が指摘されよう。その第一は、分離独立としての民族自決における〈国境の人為性〉である。この点ではすでに多く

の指摘がなされてきたが、今日の観点から重要なのは、そのことが大国や周囲の国々が介入する代理戦争を容易にできたことである。そしてそれが〈介入の恣意性〉を高め、したがって〈内戦の国際性〉をも導いてきたからである。<sup>17)</sup>

確かに冷戦後の紛争は「国家間戦争から内戦へ」と特徴づけられるが、その内戦の実態が、その定義づけをも含めて問われなければならない。なぜなら、戦後秩序の構築に際しては、あらかじめその〈恣意性〉と〈国際性〉を準備することが可能だともいえるからである。それは、言い換えれば、冷戦期の代理戦争と冷戦後の内戦との連続性と断絶性を明確にする必要性であり、また冷戦後の「人道的介入」を主導する大国の恣意性を明らかにする課題と結びつけて考えることになろう。

こうして、冷戦後の紛争状況を生みだしてきた少なくとも大きな要因の一つが、パワー・ポリティクスのなかに巻き込まれてきた民族自決の展開のなかに見出される。ウイルソンがヴェルサイユ会議に民族自決概念を持ち出すことに終始反対し、「十四か条」を明に暗に批判しつづけた当時の國務長官R・ランシングはつとに「パンダモニアム」を予見していた。「不満、無秩序、反乱を引き起こさないだろうか。」<sup>18)</sup>「この「民族自決という」表現はダイナミイトを仕かけるだけだ」。

あらためて、「冷戦後」とは、ヴェルサイユ体制から冷戦終結以後にまで連なり、あるいは熾りつづける「遺恨」ともいべき問題への再考を促しているのである。いずれにおいても焦点とされるべきは民族自決によって画定されてきた境界のあり方であり、「国民国家」の理念が民族自決によって普遍化され正当化されてきた意味を問い直し、冷戦後の内戦をパワー・ポリティクスと世界秩序構築の文脈で捉えることにあるといえよう。

確かに、冷戦後の内戦を考えると、冒頭に触れたコミンテルンのテーゼからこれらを説き起こすのは奇異であ

るかもしれない。しかし、理論的には「帝国主義と民族・植民地問題」をめぐって論争になりえた「三つの民族自決論」こそは、今日に及ぶ理論的論争の原型としての意義を最も具体的に示していると思われる<sup>(19)</sup>。

後述するように、今日の多文化主義論を含めた民族自決論の多くは第一次大戦期にほぼその原型を求めることができ、民族自決論が歴史的に辿られねばならない重要な理由の少なくとも一端がここにある。「帝国主義時代」のナシヨナリズムとインターナシヨナリズムが相まみえるなかで形成されたこれら原型への視角は民族自決論のあり方を議論する際に不可欠である。そして、リベラル・デモクラシーの「復権」のなかでこれらがどのように評価され位置づけられるのが、「冷戦後」の内戦にアプローチするための前提となろう。

## 第二章 「三つの民族自決論」の理論的再検討

### 第一節 「国家的分離権」とインターナシヨナリズム

一九〇三年のロシア社会民主労働党(のちのソヴェト共産党)の綱領で「国家の構成にくわわっているすべての民族にたいする自決権の承認」<sup>(1)</sup>が明記されて以降、レーニンにおいてこの原則は揺るぎないものであった。レーニンにおいて、民族自決とは「ある民族が他民族の集合体から国家的に分離することを意味し、独立の民族国家を形成すること」、したがって民族自決権とは「分離した国家的生存を営む権利」であり、この権利は「無条件に」承認されるべきものとされた<sup>(2)</sup>。

レーニンにおいて、これは民主的手続きによって分離できる権利であり、その権利を行使するかどうかは当該民

族が自主的に、民主的に決定する問題であると考えられていた。<sup>(3)</sup> そうでなければ自決とは画餅であり、自由意志による諸民族の結合もありえないからである。それはレーニンが民族自決権を諸民族の同権を保障するものと考えたからであったが、同時にレーニンはこの権利を社会主義革命の担い手であるプロレタリアートの自決に従属させてきた。<sup>(4)</sup>

民族自決権の承認をインターナシヨナリズムと結びつけていたレーニンにとって、民族的に分断されたプロレタリア階級の連帯にこそ、諸民族の同権すなわち民族自決権が無条件に認められなければならない。とくに抑圧民族による被抑圧民族の併呑に反対していたレーニンにとって、民族自決権の承認は、諸民族のプロレタリアートが自由意志による結合を導く前提であった。「プロレタリアの団結のため、プロレタリアの階級的連帯性の強化のために」こそ「諸民族の分離権の承認が要求され」たのである。<sup>(5)</sup>

レーニンがこのような民族自決論を展開してゆく背景には帝国主義国家に翻弄されざるをえない弱小諸民族への配慮があり、それは世界革命の一環に結び合わされていた。こうして「レーニンの自決論」の核心は民族の同権を踏まえたプロレタリアートの国際的連帯にこそあった。そしてこの同権を前提に、資本主義の発展過程で諸民族は「接近」し、さらに「融合」へいたるとされた。<sup>(6)</sup>

こうしたレーニンの民族同権という主張はロシア革命後の周辺地域においても継承され、一九二〇年代を通じて弱小諸民族の権利を尊重する政策も具体化されてきた。<sup>(7)</sup> それを多文化主義政策の先駆として位置づけることも可能ではない。しかし、二〇年代の一時期を除けば、その後のソ連の民族政策は「接近と融合」論にもとづく抑圧的政策に彩られていた。集団化や強制移住、宗教的弾圧の歴史的事実が今日あらためて立証されつつある。<sup>(8)</sup> そして今日、冷戦後の紛争のなかでも、多民族国家として諸民族の共存を謳ってきた社会主義体制下での紛争の

先鋭化は、民族理論の社会主義（とくにマルクス主義）アプローチへの反証を印象づけた。とくに、民族自決を国家的分離としてのみ規定した、「正統」社会主義アプローチとしての「レーニンの自決論」は、ソ連やユーゴスラヴィアの解体後もなお継続している紛争に鑑みて「限界」が指摘されてきた。<sup>9)</sup> あたかも民族自決を掲げて諸民族が相争っているかに伝えられる紛争をして、この「正統」への批判に向かわせてきたのは当然であった。

## 第二節 「人民の自決論」とリベラル・デモクラシー

社会主義的民族理論への批判の第一は、リベラル・デモクラシー、したがって冷戦勝利論ともいべき立場から提出されてきた。とくにソ連で生じてきた民族紛争を社会主義体制<sup>10)</sup>一党支配下での民族抑圧の反動と捉え、その民族抑圧政策を強調しつつ理論的にもその破綻を示唆するものである。現実（体制崩壊）がただちに理論（政策理念）への反証でありえないとしても、ソ連のようにその民族政策が正統の理論に依拠し、そのことよって民族政策を正当化してきた限りでその批判にさえ正当性がある。

この議論での特徴は、党<sup>11)</sup>国家体制下の民族自決権とその背景となる民族主義に対するデモクラシーの当為と必然であり、したがって理論的には、諸民族の分離権を理論的に規定することなくデモクラシーの実現を民族自決の要件とした「ウイルソンの自決論」が対置され、その再評価も試みられてきた。<sup>11)</sup>

ウイルソンにとって「民族 (nation)」や「人民 (people/population)」は諸個人の集合体であり、諸個人を基盤としてこそ「自由と民主主義」が体现されるものとされた。この「自由と民主主義」は抽象的であるがゆえに、これと不可分の自決論もまた曖昧なものであった。したがって民族自決とは、この人民の「自己決定」としてようやく定

義されるものであった。<sup>(12)</sup> ウイルソンが「人民民主主義者」と呼ばれるゆえんであり、したがって理論的に民族自決とは、抽象化された諸個人の「自治 (autonomy)」を意味するにすぎず、自決主体としては「個人概念と政治的ナショナリティ概念とを混同させる傾向」を示すことにもなった。<sup>(13)</sup>

ウイルソンにとってこの自治は、一方で住民が統治形態を自ら選択する権利 (人民主権) を、他方で自治が継続する過程を意味し、したがって民主的な統治形態と同義でなければならなかった。少なくとも、第一次大戦までのウイルソンの自治に関する思想は、「内的自決 (統治形態の選択の自由) と呼ばれるものと、普遍的な民主主義および最終的な自治 (self-rule) へ向けた、未発展の人民に対する指導との曖昧なアマルガム」<sup>(14)</sup>であった。

したがって、「一四か条」やヴェルサイユ会議において明らかであったように、「ウイルソンの自決論」は、第一に民族的要求に沿った多民族国家 (オスマン帝国とハプスブルク帝国) の解体を意図したのではなく、第二に一般原則としては自治が政治的分離<sup>(15)</sup>、「国民国家」創設の権利を意味するものではなかった。にもかかわらず、国家的分離すら含意するものとして「ウイルソンの自決論」が国際政治において展開され認知されていったのは、ウィルソンと米国の対外政策の賜物であった。<sup>(16)</sup>そして、「ウイルソンの自決論」への再評価もまた、パワー・ポリテクスと米国のインターナショナリズムに粉飾されたりベラル・デモクラシーの普遍化の文脈で捉えられることになるであろう。

### 第三節 「文化的自治論」とエスニック・デモクラシー

批判の第二は、右とは対照的にマルクス主義の「異端」再評価によって裏づけられる。社会主義体制後においてさえ、社会主義の「正統」に対する「異端」——とくに多民族国家ハプスブルク帝国を生きたオーストロ・マルクス主義者パウアーの民族理論への再評価が試みられてきた。<sup>(17)</sup>今日の民族理論の少なくとも一つの傍流(主流ではないとしても)をなすパウアー再評価の背景には社会主義体制の崩壊があり、これは社会主義思想否定に対してなお民族理論における社会主義をそれ自体として再評し、あるいは歴史的に遡及し再構成しようとする立場である。その意味でパウアーの民族理論は、「正統」を継承してきたソ連崩壊があつてこそ注目されてきた議論ともいえる。その意義は歴史的に「沈殿していた」理論を掘り起こすとともに「正統」を批判的に検討し、かつその代替理論としてこれを確立することに見出される。<sup>(18)</sup>

多民族国家オーストリアにあつて「小インターナショナル」を自負してきたオーストリア社会民主党の理論家パウアーらが、いわゆる「文化的民族自治論」を提唱してきたこととその意義は、多文化主義論が展開される以前すでに指摘されていた。<sup>(19)</sup>その意義は、「パウアー＝レンナー構想」として位置づけられる文化的自治論が諸民族に分離権を付与することなく、むしろ資本主義の発展と交通関係(生産関係、商品交換、言語的コミュニケーション)の増大にともなう大経済圏を前提に、いわば「ゆるやかな統合」を諸民族の自治をつうじて実現する構想として捉えられる点にあつた。<sup>(20)</sup>

「パウアー的自決論」の特性の第一は、民族(Nation)を国家と領土(領域)から分離させた点にあつた。<sup>(21)</sup>これによつて、諸民族の混在地域においてもその民族的帰属が保障される属人主義原則が確立される。属人主義原則と

は、個々人が自己の民族的帰属を主張し、民族の存在が領域によってではなく、法的に保障されるというものである。具体的には、戸籍のように民族台帳が作成され自らの意志で民族的帰属を登録し、混在地域でも少数民族の民族としての権利（母語による教育などの文化的自治）が保障されるシステムである。<sup>22)</sup>

この点でこれは、「近代的民族」を主として資本主義における経済単位とみるマルクス主義の経済還元論に対置される。パウアー自身も「民族(Nation)」の形成と発展を階級関係から説明していたが、同時にパウアーは還元論を批判し「近代的民族」の発展に文化的要素を不可欠のものとみなしてもいた。こうして理論的特性の第二は、あるべき社会主義社会における民族文化の尊重にあった。パウアーは民族を「運命共同体から生じた性格共同体」と捉え、その民族が民族たる指標として「民族的性格(Nationalcharakter)」の概念を捻出し、それに依拠して民族を歴史的に形成される「自然共同体と文化共同体の統一」と重層的に定義したのである。<sup>24)</sup>

このように、大経済領域としての多民族国家のなかで諸民族のアイデンティティを尊重したパウアーの自治論再評価は、何よりも今日のエスニック・デモクラシー論の先駆として位置づけられるからである。それは、ウィルソンが唱えた諸個人による自治ではなく、集団的自治であり、またレーニンとウィルソンに共通してみられた「融合（メルティング・ポット）論」に対置される点でも独特な位置を占めていたのである。



### 第三章 「三つの民族自決論」の意義と限界

#### 第一節 「冷戦後」の民族自決論——分離から自治へ

これまで述べてきた二つの理論的再評価には、そのイデオロギー的相違にもかかわらず、その背景もしくは論拠には通底するものが認められる。その第一は、党Ⅱ国家体制としての共産主義に対する、個人の主体的意思決定としてのデモクラシーの強調であり、理論的にはパウアーとウイルソンにおいて民族自決が分離ではなく自治として位置づけられていることにある。<sup>(1)</sup>第二に、それゆえに「国民国家」の同質化を進歩とするデモクラシー理念の「変容」が両者の理論的基盤を支持しようということである。つまり、七〇年代以降、民族の文化や伝統の根強さを重視するエスニシティ論を背景に、「国民国家」内での諸民族の文化的な矜持を制度化する動きが顕著となったが、とくにパウアー再評価はその趨勢を汲むものと位置づけられる。<sup>(2)</sup>

「国民国家」理念の相対化のなか、分離を意味する民族自決が積極的に肯定されうる価値規範たるのかとの疑問は、理論上も実際上も正当であるといえよう。そして、今日の民族・地域紛争を含めて、こうした「国民国家」の変容のなかで問われているのは民族自決のあり方にはかならない。さらに敷衍すれば、一般に民族自決はデモクラシーを淵源とし発展してきたが、<sup>(3)</sup>これは民族自決が否定的に語られる一方で、デモクラシーの実現が強調されていることに現在の新しい見地が認められるのである。ウイルソンおよびパウアーの今日的再評価もこれと密接な関係にある。<sup>(4)</sup>

さらに、これら三つの理論にはそれぞれに共通点と対立点があった。レーニンとパウアーはともに大経済領域圏

としての「帝国」を想定していた点で共通し、ウイルソンとレーニンは民族をめぐることは「融合論」を共有していた。ウイルソンにとつての「融合」にはアトム化された個人が想定され、レーニンにとつてそれは「民族性 (nation-ship)」のいわば「相対化」であった。<sup>(5)</sup> いずれも、「グローバルゼーション」の深化が民族の境界を打破してゆくことを展望していたのであった。にもかかわらず現実には、民族性原理がヴェルサイユ会議を通じて主張され、ましてヤソ連ではこの民族性が重視されてゆくことになったのである。<sup>(6)</sup>

今日、こうした自治論が支持されるのは、つとに指摘されつづけてきた、民族自決という一般原則の非現実性にある。つまり、自決の主体は「誰か」であり、自決の領域的範囲は「どこか」をめぐる正当（正統）性の問題である。<sup>(7)</sup> マイノリティ化を必然的に生み出す分離独立は、民族の境界が特定の政治状況によって決定されてきたことを反映している。またその成立は国際法上の国家承認を前提するがゆえに民族自決が国家間関係の産物であり、それが既存国家の特権的地位の保持となってきたことは歴史的にも理論的にも明らかである。<sup>(8)</sup>

したがって、民族自決の政治過程を考えると、その国際環境の意味こそが重要な視点として提示されなければならない。<sup>(9)</sup> 国境の画定と再編を民族自決として正当化してきたヴェルサイユ体制とは何だったのかが問われねばならないのは、「新しい世界秩序」を構想したはずのヴェルサイユ体制が「取り残し」あるいは「ごまかし」してきた民族の境界が冷戦後にこそ再考されねばならないからにほかならない。取り残され、ごまかされてきた民族問題を「国民国家」のマイノリティ問題として捉えることは、分離を認めないウイルソンやバウアーの再評価に与するものである。しかしそれは、民族の境界を画定し維持してきたことを踏まえるとき、いわば「歴史の不正義」を正当化することにはならないだろうか。結果的に「三つの民族自決論」それぞれの理論的展望を「失わせた」ものが何であったのかがあらためて問われるのである。

## 第二節 「三つの民族自決論」とヴェルサイユ会議

バウアー、ウイルソン、レーニンが民族自決論を展開しつつ相互に「切り結ん」できた背景には「帝国主義時代」という同時代性があった。そして、理論と現実のはざまにこれらの民族自決論を顧みること、その意義と限界も明らかになるであろう。

バウアーは、反帝国主義ゆえに帝国の維持を仮定して諸民族が自己の意志に従って共存できる政治的枠組を求めた。レーニンはこれを「ブルジョアの文化的民族自治論」として批判した。オーストリア・ハンガリーも帝国主義の一端を担っていたが、小さな諸民族が独立することは版図拡大を窺う他の帝国の支配下に組み込まれるものと考えたバウアーには、諸民族の経済的、政治的、文化的な生存を帝国主義から護る枠組が必要であった。<sup>40</sup>レーニンにとっても小国家への分立化は社会主義に反するものであったが、諸民族の同権を保障する分離権なしにインターナショナルイズムはありえなかった。そして帝国主義によってこそ従属させられている弱小民族が支配的大民族とも対等に連帯できる原則として民族自決権を主張したのであった。他方、ウイルソンの民族自決論は反帝国主義的な思想の枠組から生まれただものではなかった。米国はすでに中南米を中心に着実に「フロンティア」を外延化しつつあった。ウイルソンの「宣教師外交」は「棍棒外交」（T・ローズヴェルト）と「ドル外交」（W・タフト）を引継ぐものであり、ウイルソンに被抑圧民族の解放という視点はなかった。ただウイルソンは抽象論的であったものの民族自決を制度的デモクラシーと不可分の普遍的価値規範として主張していたのであった。<sup>41</sup>

こうして国際政治に原則化された民族自決であったが、ヴェルサイユ会議における民族自決の議題は、植民地の確保に奔走した英仏の思惑、諸民族内での利害対立および諸民族間での民族主義的相克を根因として、課題として

残された<sup>(12)</sup>。ただ、この会議は民族自決論が世界化していく契機でもあり、そして民族自決がこの時点では何よりもデモクラシーそのものと考えられていた点で新しい時代の幕開けともなった。つまり、第一次大戦における「国民の社会化」<sup>(13)</sup>が、一方で帝国主義戦争としての大戦の全体化、総力戦を支えながらも、それゆえに他方で民族自決〔国民になること〕の正当性を支持させたのであった。

しかし、対外的な支配、他民族への支配も、この民族自決のなかで国内外において正当化されたのである。それは、独立を約束されながらも委任統治下におかれたアラブ地域において顕著であったが、民族自決の適用、国境画定をめぐってもみられたのである。そこで浮かび上がった民族自決の問題点が手続きの問題であり、それはデモクラシーと密接に関わる課題であった。

民族自決の手続きは、住民の意思——デモクラシーをいかにして反映させるかに懸かっており、それは不十分なながらも住民投票によって果たされた。それは、国境の画定を正当化しうる唯一の手続きであった。しかし、住民投票の範囲および主体の画定を正当化する十分な根拠はなく、民族自決の名のもとに繰り広げられ（約束され）た住民投票は、民族混在地をめぐる民族対立の激化を招き、問題を先送りするだけとなった<sup>(14)</sup>。しかもその際の住民投票は、欧州のバランス・オブ・パワーと各国の戦略的配慮の自己正当化を補う手段とされた。すでに、デモクラシーの手続きを踏んだ民族自決も、またそれによる「国民国家」も明らかな擬制であった。

### 第三節 「三つの民族自決論」と大戦後の国際秩序

このように、大戦後の国際秩序は、民族自決の論理を押し出しながらも、戦勝国による戦略的企図に基礎づけら

れていたのであった。その帰結の第一は、欧州における「民族自決の不徹底」として特徴づけられる。その典型はハプスブルク帝国の分割とその後の民族間の分裂にみられた。それは、人口分布と国境の不一致、自決の正当性の問題を浮かび上がらせた。<sup>(15)</sup> 第二に、帝国の植民地ないし従属地域における民族自決の反古であった。敗戦国の民族自決はもとより、委任統治システムの発案によって、中東地域や、ロシアの周辺地域の自決は先送りされた。民族自決原則が、一方で戦勝国の「国民統合」に寄与するイデオロギーとして、他方で敗戦国の「国民分裂」を正当化するイデオロギーとして、その役割を果たしたとすれば、そうした展開を導いたのはパワー・ポリティクスにほかならなかったといえよう。

ただ、ヴェルサイユ会議で自決論を原則として説きつづけたように、ウィルソンが、オーストリアの切り取りを内容としていたロンドン条約やブカレスト条約などの「旧外交」に反対しつづけたのも事実である。<sup>(16)</sup> 確かにウィルソンはこの原則にもとづいて現実を創出しようとして試みていたのであった。しかしその後、民族自決論は米国にとつてすでに原則でさえなくなっていた。<sup>(17)</sup> それは、「独立の保障は尚早であるべきではなく、独立を願望し、かつ「それに」ともなされる責務を引き受けることのできる人民にのみ付与されるべき」との立場であった。<sup>(18)</sup> それは、軍事的、経済的なナショナル・インタレストへの配慮のもと、米国の植民地主義（植民地との「幸福な依存関係」）の維持・強化を正当化してゆくことになったのである。<sup>(19)</sup>

他方、国家的分離権としての民族自決権を一貫して主張してきたレーニンであったが、社会主義体制を確立したレーニンは、プロレタリア・インターナショナル主義の党指導者として分離権行使には徹底して反対してきた。それは、中央集権体制化を自明とする党指導部の意向に沿うものでもあった。<sup>(20)</sup> とくに、干渉戦争・内戦のなかで繰り広げられた周辺（とくにザカフカース地域）での革命は、分離独立を阻止する立場から強力に推し進められた。分

離権の行使は、脆弱な社会主義体制の前線に位置する周辺諸民族が帝国主義列強の影響力の最中に組み込まれ、やがて体制そのものが突き崩されることを意味したからであった。レーニンが「自発的結合」として諸民族が対等な立場で結合する同盟（連邦制）を取り結んでいったゆえんであった。

さらに、「歴史なき民族」の覚醒を説きながらも、大戦後、オーストリアの生存そのものに精力を注ぎ込まざるをえなかったパウアーの民族自治論は、「歴史なき民族」チエコスロヴァキアの独立をはじめとする帝国の解体によって「沈殿」を余儀なくされたのであった。<sup>21</sup> しかも、民族自決原則を持ち出して独との統一を試みた「アンシユルス」構想は、ウイルソンの承認を得ながらも仏の対独政策のなかで頓挫した。こうして理論の「実験場」を失ったパウアーの理論は、スターリン民族理論のドグマ化とともに「異端」化を強いられてゆくのであった。<sup>22</sup>

このように、「帝国主義時代」ゆえに確立された「三つの民族自決論」は、社会主義体制を排除した大戦後の国際秩序形成の過程で、それぞれの意図した展開を辿ることはなかった。しかもその後、民族自決原則は、「民族／国民」の境界を画定してゆく論理としてパワー・ポリティクスのなかで利用されてゆくことになったのである。そしてそのなかに、やがて「冷戦後」へと連なる民族・地域紛争の芽が胚胎されてきたのであった。

## 結 章 「冷戦後」の内戦と「新しい世界秩序」

今日、国家的分離としての民族自決を肯定的に捉える視点は失われている。第一に、古典的植民地主義としての植民地帝国は終焉し、「帝国」概念それ自体がいわば再定義されている。<sup>23</sup> 民族自決論における古典的なイデオロギー対立は終わり、「レーニンの自決論」はもはや具体的な意味を持たないであろう。

第二に、これまでも絶えず問われてきたように、民族自決の主体の境界はどこにあり誰によって確定されるのかとの問題がある。民族の境界 (ethnic boundary) と国境 (sovereignty) とのズレはもとより、民族の境界それ自体の歴史的、状況的な可変性と流動性、また諸個人の集合的アイデンティティ対象の多元性 (plural/composit) が実証されている<sup>(2)</sup>。その点で「パウアーの自決論」を理論的に再評価することは適しているといえよう。

しかし、レーニンのテーゼが今日の意味を喪失していることは、分離主義が生みだされつづけていることの意味を古典的な視角から問うことをも失わせるものではない。「民族／国民」の境界、その再編や維持のあり方がいままの問題でありつづけている。例えば、冷戦期の国際社会において分離主義を否定する「現状維持」が求められてきたとすれば、「新しい世界秩序」もそこに基盤があるといえる。しかし、分離主義が否定されつづけ自治論が主流となる一方で、内戦に発する米国など大国の介入は世界秩序のもとに正当化されつづけている。そこで次に、こうした世界秩序のあり方と「人道的介入」に触れて結びとしたい。冷戦後の米国を中心に展開された介入が、民族自決原則とその理論とにいかなる意味を提示してきたのかを考えるためである。

目下、冷戦後の「新しい世界秩序」の土台となるはずかにもえた国連はすでに「消失」し、せいぜい米国の「単独行動主義」が擲擻されるにとどまっている。とくに「九・一一」以後、アフガン人への「静かな大虐殺」<sup>(5)</sup>だけが進行してきた。では、米国の「無限の正義」にもとづく、それゆえにいかなる境界をも越えた(「不干渉原則」を破壊させた)米国の「単独行動」は民族問題をも乗り越えるものなのであるうか。

民族性が複合的な帰属の可能性を否定することは、内戦において最も鋭く示されてきた(チエチエン、スリ・ランカ、リベリア、コンゴなど)。M・イゲナティエフが述べるように、とくにボスニアやルワンダでみられた、生活

をともにしてきたがゆえの「微差のナルシズム」(S・フロイト)がもたらす内戦は、相手を相互に非人間化し、自己を純化してきた。しかし、紛争主体間の差異自体が紛争を惹起してきたとはいえない。例えば、「文明の衝突論」の核心にある相違(とくに宗教的歴史的相違)への強調は、エスニシティや人種といった相違それ自体が事実として「ニュートラル」であるがゆえに紛争を説明しえない。<sup>(6)</sup>また「微差のナルシズム」も紛争の原因を説明するものではない。少なくとも民族的敵意(ethnic antagonism)が所与ではなく、歴史的相違や出自が流血を必然的に生みだすものではないことを確認しておきたい。<sup>(7)</sup>

冷戦期において「人道的介入」は、冷戦それ自体の性格から否定されざるをえなかった。東西対立を前にした介入は、その目的と意図の如何にかかわらず、一方の他方に対する陣営の強化として容易に描かれたからである。その点では、内戦への無関心ともいうべき状況が、分離独立を認めない国際社会の論理と相俟って、冷戦期を特徴づけてきた。<sup>(8)</sup>冷戦の終結こそは介入に新たな論理の構築を要請させたのであり、「人道的介入」の可能性は冷戦後においてこそ開かれることになったのである。

こうして、人権擁護のための介入が国際社会の役割として期待されてきたが、そこには「新しい世界秩序」として、かつてウィルソンが唱えたりベラル・デモクラシーを国際社会の原則とする声が反映されていた。それは、既存「国民国家」の統合を前提とする市民モデルの国際版ともいえる。しかし、市民からなる「国民国家」とさえ認識されない「破綻国家(failed states)」や、米国のみが定義する「テロ支援国家(ならず者国家)」<sup>(9)</sup>は、こうした「新しい世界秩序」から逸脱している。

なかでも中東、アフリカ諸国はそうである。ここでは、例えばクルド人問題などエスニック・デモクラシーへの展望の可能性は低く、また紛争が「生活様式」となっている地域も少なくない。ソマリアやブルンジ、ルワンダ、



コンゴなどのアフリカ諸国で顕在化した紛争はエスニック・デモクラシーの規範的議論の困難性を示してきた。そうした地域に関して「モラル・オブリゲーション」への圧力が、まさに境界を越えて世界に発信されつつ（「エレクトロニック・インターナショナルリズム」）、イデオロギーや政治を超えた「モラル・インターナショナルリズム」を育みつつあるかにも見える。<sup>(10)</sup>

また、「人道に対する犯罪」としてのジェノサイドは、宗教や部族あるいは家族などいかなる社会的アイデンティティからも裸にされた「純粹な犠牲者」(pure victims)を生みだすにすぎないという点で、モラルとしての人権や文明が強調される。コスモポリタニズムがブルジョワ・イデオロギーであるとされながらも、人権や文明が冷戦後のキーワードとして復権してきたゆえんである。

しかし、国際社会が国家からなる限りで、主権国家の領域は侵されてはならないという原則が（変更の可能性が開かれているとしても）国際秩序の要件でありつづけ、また国境こそは「世界秩序」の単位でありつづけている。一般原則としては、例えば湾岸戦争後のクルド人虐殺が傍観されたように、被抑圧者、被抑圧民族を支援する義務は国際社会には存在しないのである。<sup>(12)</sup>

こうして、リベラル・デモクラシーを標榜してきた米国をはじめとする西側諸国の課題は、こうしたスローガンのもとに冷戦後の紛争をいかに管理・制御するかであった。したがって、それは境界を管理するために介入の論理をいかに構築するかであった。そして、介入の道具立ての必要性は、冷戦に勝利した米国に戦略の再構成と同盟の再編を促してきたのであった。最初の道具立ては国連であったが、失敗に帰した米国のソマリアへの「人道的介入」は、他の非人道的状況（アンゴラ、スーダン、リベリア、シエラ・レオネ、ナイジェリア、エチオピアとエリトリア、パレスチナなど）への関与を選択的に回避させたかにも見える。

しかし、冷戦後の「新しい世界秩序」とは、その理念がいかなるものであれ、勝者である米国が考える秩序である。ここでは「デモクラシーの習わし (habits of democracy)」にもとづく、「米国によって行使される慈悲深きヘゲモニー (the benevolent hegemony) は世界の大多数の人びとに適う」のであり、少なくとも軍事的観点からは、世界の危機管理に際して米国のヘゲモニーに代わる多極化や多国間主義はありえない。<sup>13)</sup>

確かなことは、米国に冷戦後の南の諸国に対する明確な戦略や目的、字義通りに解釈される「新しい世界秩序」への展望がなかったということである。それは、旧ユーゴへの積極的介入、チェチェン紛争でのロシアへの配慮、ルワンダや東ティモールへの軍事的介入といった曖昧な対応に表現されたのではない。逆に、そこにはナショナル・インタレストという関与と介入の規準の一貫性が表現されていたのではなかっただろうか。<sup>14)</sup>

例えば、介入をめぐる「不確実性とフラストレーション」のなかで、NATO再編を軸に展開された、それゆえに「西側」の再編ともいえる米国のボスニアへの介入と空爆は、米国のナショナル・インタレストを全面に押し出すことになった。ここにある二重基準が示してきたのは「人道的」であるか否かは米国の政策基準ではないということであった。その意味で二重基準との対米批判は当たらず、これまでの介入が示してきたように、「人道的介入」のもとで管理に値するか否か、またそれがナショナル・インタレストに沿うか否かこそが「唯一の基準」とされるのである。<sup>15)</sup> もちろん、「新しい世界秩序」を謳う上で、統治能力 (governability) を失った国家への介入のあり方は、民族・地域紛争を抑制するために、介入の中心となる米国の課題でありつつづけている。

## おわりに

今日、われわれは内戦が惹き起こす悲惨を伝えられ、生活と生存を奪われた人びとを想像するに尽きない。冷戦後においても多くの人びとが殺戮のただなかに強いられ、世界はなお平和と秩序にほど遠い地点にある。冷戦後に「平和の配当」などなく、内戦の解決が平和への最重要課題の一つとなっている。

こうした内戦を歴史的遺制に帰することが、これらの紛争を解釈し、ましてその解決への道筋を展望するには一面的であることは否めない。しかし、二〇世紀の戦争とパワー・ポリティクスが国家の「エスノクラティックな原理」を育んできたとすれば、それが目下の紛争を捉え返すにあたってこれ自体の意味を問い返すことはなお今日的課題であろう。事実、冷戦後に噴出をみた紛争への国際社会の取り組みと、第一次大戦期に確立をみた民族自決原則とその帰結としてのヴェルサイユ体制への過程と決着にアナロジーを提起することもできるのではないだろうか。

近代国際システムは、ある境界の内部に人びとを閉じこめる圧力でありつづけている。そこで人びとは、少なくとも法的行政的にはごく限られた何らかの「民族／国民」へのアイデンティティの表明（帰属選択）を余儀なくされる。それが「選択」とされるかぎりでデモクラシーは成立するが、しかし重要なことは人びとの帰属を国家が定義しこの「選択」を準備していることであり、また絶えず「自己」を描くために「他者」を想定しなければならぬということである。それが自決の論理であるならば、あらためて「デモス」としての主体のあり方が問われるであろう。「民族／国民」が「デモス」の原基とされつづけるかぎり、その自決は冷戦後の「新しい世界秩序」のリアル・デモクラシーの声に絡め取られざるをえないのである。

例えば、民族自決がソヴェト圏と連邦の解体を期に「新たな非生産的な緊張の徴」を認めるとすれば、すなわち今日の民族自決がデモクラシーを損なうものであるならば、それは既存秩序の「分節化 (fragmentation, segmentation)」として描写されるであろう。しかし、同時にそれは、世界を主権国家が地理的に覆い尽くしたという事実を記述したにすぎず、またそのことによって既成の世界秩序を正当化する——それがいかに境界を相対化するという論理を呈しているとしても——根拠としての意味をも内在させざるをえない。

あらためて、民族問題とは、「国境」(国際社会)と「内なる境界」(国民統合)をめぐる紛争の絶えざる過程としてあることを確認できるのではないだろうか。その視点から最も肝要な課題は、冷戦後において「排除すべき他者」を何が決定しているのかであり、ここにリベラル・デモクラシーとパワー・ポリティクスの「共犯性」が確認されるのではないだろうか。それは、リベラル・デモクラシーの理念を大国が恣意的に主導する世界であり、またそこで画定される境界がパワー・ポリティクスであるという意味で、それは「現代のヴェルサイユ」とも表現されうるであろう。「冷戦後」の民族問題とは、この「新しい世界秩序」の構築を新たな契機として孕まざるをえない問題としてあるのではないだろうか。

## 註

## 〈第一章〉

- (1) B. Buzan, "The Present as a Historic Turning Point", *Journal of Peace Research*, Vol. 30, No. 4, 1995, pp. 393-397. ㊦た R. Cox, "Civil Society at the Turn of the Millennium", *Review of International Studies*, No. 25, 1999, pp. 19-28. ㊦参照。
- (2) T. G. Carpenter, "The New World Disorder", *Foreign Policy*, No. 84, 1991, pp. 24-39; J. S. Nye, "What is New World Order?", *Foreign Affairs*,

- Vol.71, No.2, 1992, pp.83-96 ; B. Anderson, "New World Disorder", *New Left Review*, No.108, 1994, pp.3-13.
- ※42「東洋のユダヤ性」 G.W.Lapidus, V.Zaslavsky with P.Goldman eds., *From Union to Commonwealth: Nationalism and Separatism in the Soviet Republics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992. A.J. Moynil ed., *Thinking Theoretically about Soviet Nationalities: History and Comparison in the Study of the USSR*, New York: Columbia University Press, 1992. 〇維維特 (ユダヤ) S.N.Eisenstadt, "Center-Periphery Relations in the Soviet Empire: Some Interpretive Observations", ヲ R.G.Suny, *The Revenge of the Past: Nationalism, Revolution, and the Collapse of the Soviet Union*, Stanford, California: Stanford University Press, 1993. 〇参照。
- (3) ヲの「無秩序」をめぐる議論は民族、地域紛争への対応に限られるものではなく、核その他の兵器管理やテロリズムへの対応への重要な位置を占める。 J.D.Steinbruner, *Principles of Global Security*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2000, pp.34-83, 175-193.
- (4) T.R.Gurr, *Peoples versus States: Minorities at Risk in the New Century*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2000, pp.29-56.
- (5) The Aspen Institute, *Managing Conflict in the Post-Cold War World: The Role of Intervention* (Report of the Aspen Institute Conference, Aug.2-6, 1995, Washington, D.C., 1996, esp., W.J.Perry, "Managing Conflict in the Post-Cold War Era", pp.59-61.
- (6) Y.Sadowski, "Ethnic Conflict", *Foreign Policy*, No.111, 1988, pp.12-16 ; T.R.Gurr, *op.cit.*, pp.34-43.
- (7) E.Kedourie, *Nationalism* (4th expanded ed.), Oxford: Blackwell, 1993, esp., pp.xvi, 124ff. ※42 A.Sharp, "The Genie that Would not Go Back into the Bottle: National Self-Determination and the Legacy of the First World War and the Peace Settlement", in S.Dunn and T.G.Fraser eds., *Europe and Ethnicity: World War I and Contemporary Ethnic Conflict*, London: Routledge, 1996, pp.10-27.
- (8) D.P.Moynihan, *Pandemonium*, Oxford: Oxford University Press, 1990. 邦訳(吉川元訳)「ソムタモニアム——国際政治のなかのユダヤニシテイ」三嶺書房、一九九六年。

- (9) R. Pedatzur, "Coming Back Full Circle: The Palestinian Option in 1967", *Middle East Journal*, Vol. 49, No. 2, 1995, pp. 269-291. 白桦陽「『中東和平』とパレスチナの民衆」、粟田禎子編『中東——多元的中東世界への序章（〈南〉から見た世界04）』大月書店、一九九九年、八九—一〇三頁。
- (10) レーニンから従属論までの「帝国（主義）」概念の変遷と概念に関する総括的な批判的検討については、R. Hartshe, *Twentieth Century Imperialism: Shifting Contours and Changing Conceptions* (New Delhi: Sage, 1997, "Introduction", and chap. 1, esp. pp. 26-48) を参照。
- (11) うぐたぬぬ編訳『民族・植民地問題と共産主義』社会評論社、一九八〇年、二二—四二頁。
- (12) J. H. Kautsky ed., *Political Change in Underdevelopment Countries: Nationalism and Communism* (New York: Wiley, 1962), p. 32.
- (13) 例々々々 A. Gandonu, "Nigeria's 250 Ethnic Groups: Realities and Assumptions", in R. E. Holloman and S. A. Arutinov eds., *Perspectives on Ethnicity*, The Hague: Mouton, 1978, pp. 246-277.
- (14) D. Callahan, *Unwinnable Wars: American Power and Ethnic Conflict* (New York: Hill and Wang, 1997), pp. 18-19.  
 ちやに、このうした紛争への関与のあり方として九〇年代前半に浮上した「人道的介入」論は、介入する側と介入される側、西谷修に做えば「西側 (the West)」と「外部 (the Rest)」の境界を明確化するものであった。この点で、単一の世界を構想する「新しい世界秩序論」はグローバル・レベルでの彼我の分断を内在させてゆく過程であった。
- (15) M. E. Brown, "The Causes of Internal Conflict: An Overview", in *idem et al.*, eds., *Nationalism and Ethnic Conflict*, Revised ed., Cambridge: Mass., MIT Press, 2001, pp. 5-8.
- (16) 例々々々 M. Anderson, *Frontiers: Territory and State Formation in the Modern World*, Cambridge: Polity Press, 1996, pp. 77-87, 97-105.
- (17) A. Heraclides, *The Self-Determination of Minorities in International Politics*, London, 1991, pp. 46-57.
- (18) Cited in D. Callahan, *op. cit.*, p. 24. 上の点については次も参照。P. W. Bell, "Colonialism as a Problem in American Foreign Policy", *World Politics*, Vol. 5, No. 1, 1952, pp. 86-88; D. Heater, *National Self-Determination*, Woodrow Wilson and his Legacy, London: Macmillan, 1994, p. 53.

- (19) 第一次大戦において、ウィルソンがレーニンに対抗しつつ自己の民族自決論を戦争目的に掲げた「新外交」については、A・J・メイア(斉藤孝、木畑洋一訳)『ウィルソン対レーニンⅠ・Ⅱ』岩波書店、一九八三年がいまなお最も実証的な議論と思われる。

〈第二章〉

- (1) レーニン「ロシア社会民主労働党綱領草案」『レーニン全集』大月書店、第六卷、一六頁。以下『全集』と略記し、発行所(大月書店)と発行年についても省略する。
- (2) レーニン「民族自決権について」『全集』、第二〇卷、四二三頁。
- (3) レーニン「ロシア社会民主労働党の民族綱領について」『全集』、第一九卷、五八七頁。
- (4) レーニン「われわれの綱領における民族問題」『全集』、第六卷、四七一頁、同「自決にかんする討論の総括」『全集』、第二二卷、三九八―三九九頁。
- (5) レーニン「民族自決権について」、前掲、四七五頁。
- (6) レーニン「民族問題についての論評」『全集』、第二〇卷、一五頁以下。
- (7) J.Smith, *The Bolsheviks and the National Question, 1917-1923*, Houndmills: Macmillan, 1999. とくに、「上からの」民族優遇政策ともいうべき「コレニツァリア」政策について第五章を参照。
- (8) J.O.Pohl, *Ethnic Cleansing in the USSR, 1937-1949*, Westport Conn.: Greenwood Press, 1999. (以下「Koreans」)にはじまる強制移住政策がソヴェト体制の安全保障政策として位置づけられている。
- (9) 丸山敬一「マルクス主義における『民族』の将来像」『年報政治学一九九四年(ナシヨナリズムの現在／戦後日本の政治)』、一九九四年、一〇五頁以下。また柴宣弘「民族自決から地域自決へ」、蓮實重彦、山内昌之編『いま、なぜ民族か』東京大学出

説 版会、一九九四年を参照。

論

- (10) Z. Brzezinski, "Post-Communist Nationalism", *Foreign Affairs*, Vol. 68, No. 5, 1990.
  - (11) M. H. Hapberin and D. J. Scheffer with P. L. Small, *Self-Determination in the New World Order*. Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 1992, pp. 16-17 and 123-160; D. Heater, *op. cit.*, pp. 23-25.
  - (12) A. Sharp, *Versailles Settlement: Peacemaking in Paris, 1919*. London: Macmillan, 1991, p. 156; A. Whelan, "Wilsonian Self-Determination and the Versailles Settlement", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 43, January, 1994, pp. 100, 108.
  - (13) A. Sharp, *op. cit.*, 1991, p. 132.
  - (14) M. Pomerance, "The United States and Self-Determination: Perspectives on the Wilsonian Conception", *American Journal of International Law*, Vol. 70, No. 1, 1976, p. 17.
  - (15) 例えば、反ソヴェトの文脈でチェコ軍団を利用し、結果的にチェコスロヴァキアが成立するようになった。この点で民族自決原則の確立におけるレーニンの果たした役割が重視されるべきである。(B. Meissner, "Lenin und das Selbstbestimmungsrecht der Völker", *Osteuropa*, Jg. 20, Heft. 4, 1970, S. 245.)
- なお、のちの大西洋憲章におおつまつの原則は確認されたが、そこに国家的分離権は含意されていなかった (E. Hula, "National Self-Determination Reconsidered", *Social Research*, Vol. 10, No. 1, 1943, pp. 1-21.)。
- (16) へべら D. Miller, *On Nationality*, Oxford: Oxford University Press, 1995, chap. 4, pp. 86ff.
  - (17) 例えば、E. Nimmi, *Marxism and Nationalism: Theoretical Origins of a Political Crisis*, London: Pluto Press, 1994. 上条勇『民族と民族問題の思想史——オットー・バウアー民族理論の再評価』梓出版、一九九四年。
  - (18) E. Nimmi, *op. cit.*, pp. IX, 143-145.
  - (19) 阪東宏『歴史の方法と民族』青木書店、一九七七年、四五—五三頁。N. Leser, "Austro-Marxism: A Reappraisal", *Journal of Contem-*



*porary History*, No.11, 1976, pp.133-147; T. Bottomore and P. Goode texts trans., eds. *Austro-Marxism*, Oxford: Clarendon Press, 1978, pp. 102-117; R.A. Berman, "The Vienna Fascination", *Telos*, No.68, 1986, pp.7-38.

- (20) それは一八九九年のブリュン「民族綱領」に要約される(E. Nimni, *op.cit.*, pp.126-129)。すなわち、①民主主義的多民族連邦国家への移行、②普通選挙によって選出される民族的自治行政団体への帝国領の委譲、③民族組織の単一化と自治、④特別立法による少数民族の保護、⑤民族の特権(国家語)の廃止である。O. Bauer, "Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie", in O. Bauer *Verkaufsbibel*, Europaverlag, Wien, 1975, S.577. 邦訳(丸山敬一ほか訳)『民族問題と社会民主主義』御茶の水書房、二〇〇一年、四四三頁。

なお、ハプスブルク帝国を揺るがしていたのはとくに民族問題としての言語問題であった。G. Stourzh, "Ethnic Attribution in Late Imperial Austria: Good Intentions, Evil Consequences", in R. Robertson and E. Timms, *The Habsburg Legacy: National Identity in Historical Perspective*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 1994, pp.67-81.

- (21) J. Schwarzmantel, *Socialism and the Idea of Nation*, New York: Harvester Wheatsheaf, 1991, chap.6, esp., pp.195ff. ただし、(21)で領域的自治が否定されるわけではない。
- (22) O. Bauer *et al.*, S.401ff. 邦訳、二九五頁以下。
- (23) J. Schwarzmantel, *op.cit.*, p.199; O. Bauer *et al.*, S.89. 邦訳、三六一―三七頁。
- (24) Ebenda, S.70,91-92. 邦訳、二二、三七―三八頁。

〈第三章〉

- (1) D. Miller, *op.cit.*, pp.153; A.R. Aklaef, *Democratization and Ethnic Peace: Patterns of Ethnopolitical Crisis Management in Post-Soviet Settings*, Aldershot: Ashgate, 1999, chap.3, pp.57ff.

- (2) E.Ninni, *op. cit.*, pp.94-95.
- (3) C.J.Hayes, *The Evolution of Modern Nationalism*, New York:Macmillan, 1931, p.69.
- (4) アヘン, *Ezriom, op. cit.*, p.23.
- (5) メルティンク・ポット論者としてのウイルソンとレーニンについては、M.Pomerance, *op. cit.*, p.25; レーニン「民族問題についての論評」前掲、一五—一七頁。
- (6) とくにソヴェトでは、民族自決の原則にもとづく境界画定の論理が連邦形成期をこうじて徹底されてきた (J.Smith, *op. cit.*, pp.66-84.)。
- (7) 例え<sup>34)</sup> A.Heracles, "Ethnicity, Secessionist Conflict and the International Society: toward Normative Paradigm Shift", *Nations and Nationalism*, Vol.3, No.4, 1997, pp.493-520.
- (8) S.J.Barkin and B.Cronin, "The State and the Nation: Changing Norms and the Rules of Sovereignty in International Relations", *International Organization*, Vol.48, No.1, 1994, pp.107-130.
- (9) 例えは、ソ連における革命・連邦形成期の周辺における民族問題を考えるとき、それをポリシェヴィキの政策と行動のみに帰することはできない。そこでの歴史的課題は、国内の政策にとどまらない、外在的要因(第一次大戦と干渉戦争・内戦)の与っていたことも踏まえないならならぬであろう。
- (10) 「アンシユルス」の試みはその実践であった (A.Sharp, *op. cit.*, pp.151-152.)。
- (11) 『岩波講座世界歴史(第二三巻)帝国主義時代Ⅰ』岩波書店、一九六九年、二四八—二八八頁。有賀貞、大下尚一、志邨晃佑、平野孝編『世界歴史大系 アメリカ史2——一八七七年—一九九二年』山川出版社、一九九三年、一五四—一六四頁。
- (12) A.Sharp, *op. cit.*, 1991, pp.22, 132; D.Heater, *op. cit.*, pp.54-55, 59.
- (13) M.van der Linden, "The National Integration of European Working Classes, 1871-1914", *International Review of Social History*, No.33, 1988.

pp.285-311.

- (14) A.Sharp,*op.cit.*,1991,p.190;D.Heater,*op.cit.*,pp.32-36 and 42.
- (15) *Ibid.*,p.59;A.Sharp,*op.cit.*,p.127.
- (16) M.Pomerance,*op.cit.*,pp.15-16;D.Heater,*op.cit.*,p.57.
- (17) P.W.Bell,*op.cit.*,p.88.
- (18) *Ibid.*,p.86.
- (19) *Ibid.*,pp.94-106.
- (20) H.B.Davis,*Toward a Marxist Theory of Nationalism*,New York:Monthly Review Press,1978,p.91;R.Pipes,*The Formation of the Soviet Union:Communism and Nationalism,1917-1923*,Cambridge,Mass.:Harvard University Press,pp.47-48.
- (21) O.Bauer,*a.O.*,S.270ff.前掲邦訳「一八九頁以下」。
- (22) E.Kedourie,*op.cit.*,p.112.

〈結 章〉

(1) M・ハートとA・ネグリは「帝国」をG8による支配システムとして(M.Hardt and A.Negri,*Empire*,Cambridge,Mass.:Harvard University Press,2000,pp.xi-xv)‘また藤原帰一は力の分布状況としてこれを定義しつつ冷戦後の米国を「帝国」として考察している(藤原帰一『デモクラシーの帝国』岩波新書、二〇〇二年、三三頁)。

(2) D.Horowitz,“Ethnic Identity”,in N.Grazer and D.P.Moynihan eds.,*op.cit.*,pp.113ff.;F.Barth,“Introduction”,in *idem* ed.,*Ethnic Boundaries*,1969;J.Y.Okamura,“Situational Identity”,*Ethnic and Racial Studies*,Vol.4,No.4,1981;D.Miller,*op.cit.*,pp.120-121,134-135.国際社会においても、諸個人のアイデンティティの対象が歴史的、社会的状況に応じて多元的であり、またアイデンティティ、規模、速度

の可変的であることが認知されてきた。それは「国民であること」が必ずしも国家への忠誠を要請されないということであり、至高の忠誠心を国家へと糾合してきたナショナリズムのあり方に再編を迫るものであった。

- (3) A. Heracleides, *op. cit.*, 1991, p.21.
- (4) 最上敏樹「人道主義的な国連のために」『軍縮問題資料』、第二五八号、二〇〇二年、八頁。『人道主義的な国連のために』荒竹出版、二〇〇二年、八頁。
- (5) N・チョムスキー（塚田幸三訳）『ならず者国家』と新たな戦争——米同時多発テロの深層を照らす』荒竹出版、二〇〇二年、八頁。
- (6) M.Ignatieff, pp.47-56 61-62. *idem.*, "Nationalism and Toleration," in R.Caplan and J.Feffer eds., *op. cit.*, pp.213-216.
- (7) M.Ignatieff, *op. cit.*, 1997, p.56.
- (8) D.Callahan, *op. cit.*, pp.6-7.
- (9) 二〇〇一年四月現在のブッシュ政権において指定されている「テロ支援国家」は、イラク、イラン、キューバ、北朝鮮、リビア、シリア、スーダンの七か国である。米国への批判的見解として N.Chomsky, *Rogue States: The Role of Force in World Affairs*, Cambridge, MA.: South End Press, 2000.
- (10) M.Ignatieff, *op. cit.*, pp.4-5, 10, and 18.
- (11) *Ibid.*, pp. 19-20.
- (12) J.Mayall, "Non-intervention, Self-determination and the 'New World Order'," *International Affairs*, Vol.63, No.3, 1991, pp.426-428.
- (13) R.Kagan, "The Benevolent Empire," *Foreign Policy*, No.111, Summer 1998, pp.26-28-33.
- (14) 米国の冷戦後の枠組は、大統領令二五 (Directive 25, 1994.5) においてはじめて具体化された。この意味での介入の戦略性の欠如については、D.Callahan, *op. cit.*, pp.13-17.
- (15) 米国にとっては、兵士の生命を危険に晒すだけのナショナル・インタレストであるか否かが結果的にも戦略的にも重要で

④ D. Callahan, *op.cit.*, p.6; J. A. Baker III, "Intervention in the Post-Cold War Era: The Case for Pragmatism", in *The Aspen Institute, op.cit.*, pp.30-33.

〈おもしろい〉

(1) A. Etzioni, *op.cit.*, pp.23f., 31 and 35.